

2 子育て・生活支援

ア 保育所等の入所時における利用調整基準への配慮

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法では、保育所等の入所にあたって、ひとり親家庭を優先的に取り扱うことが明文化されるとともに、国通知において、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要がある場合は最優先的に取り扱うこと、また、求職活動、職業訓練等を行っている場合は就労している場合と同等の事情にあるものとして優先的に取り扱うことなどが、示されています。ひとり親家庭の就業や求職活動を支援するため、法の趣旨をふまえ、今後とも保育所等の入所における利用調整基準への配慮に取り組みます。

イ 保育所等入所枠の計画的な確保

- 大阪市こども・子育て支援計画をふまえて、引き続き保育所等入所枠を計画的に確保します。

ウ 延長保育事業、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業

- 社会状況の変化や就業形態の多様化に伴って交代制勤務や土・日曜日の勤務などの勤務形態を伴う職場も多く、ひとり親家庭の就業先選択においては、子育て支援サービスの充実が大きな要素となります。保護者の個々のニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり事業など多様な保育サービスを推進します。
- 保育所等入所児等が、病気または病気の回復期で保育所等での集団保育が困難な場合に、こどもを一時的に保育します。

エ 子どものショートステイ事業

- 就学前のこどもを持つ保護者が、疾病や育児不安等でこどもの養育が困難になった時に1週間以内を原則として、宿泊を伴う形でこどもを預かる子どものショートステイ事業を推進します。

オ 幼稚園の一時預かり事業

- こども・子育て支援新制度における幼稚園では、保護者の就業ニーズ等に対応するため、幼稚園での教育時間終了後や長期休業中に一時預かり事業（預かり保育）を実施します。

カ 地域子育て支援拠点事業

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、地域において乳幼児及びその保護者の相互の交流を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

キ 養育支援訪問事業

- 出産後まもない時期の家庭やひきこもりなど家庭養育上の問題を抱える家庭など、さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、児童の健全育成と児童虐待の未然防止を図るため、助産師等の専門職による、育児に関する指導や、こども家庭支援員による育児相談、エンゼルサポーターによる家事支援などを行うきめ細かな訪問型の子育て支援を実施します。

ク ファミリー・サポート・センター事業

- 子育てに関する市民の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を市内 24 か所の各区こども・子育てプラザにおいて推進します。

ケ 地域における子育て活動の支援

- 地域の主任児童委員等が中心となって子育て家庭を支援するため実施している子育てサロンや、子育て中の親たちが集まって交流・情報交換等を行うサークル活動など市民の多様な子育て活動を支援します。

コ 放課後児童施策の推進

- ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援するためには、小学生等の児童の放課後における健全育成を図ることが重要です。そのため、放課後における児童の健全育成を目的に引き続き児童いきいき放課後事業や留守家庭児童対策事業を推進します。

サ ひとり親家庭等日常生活支援事業

- ひとり親家庭の親又は寡婦が技能習得のための通学、就職活動、残業など自立促進に必要な事由、又は疾病、冠婚葬祭など社会通念上必要な事由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で保育したりするなど、その生活を支援します。

シ ひとり親家庭等生活支援事業

- ひとり親家庭等が直面する諸問題の解決やこどもの精神的安定を図るため、生活支援講習会などを行うひとり親家庭等生活支援事業を引き続き推進し、地域の実情やひとり親家庭の親と子・寡婦のニーズに応じた支援を進めます。

ス 母子生活支援施設における支援の充実

- 母子生活支援施設について、母子家庭が安心して生活できる環境を整えるとともに、母子家庭の母に対する就業相談や生活指導、こどもの健やかな育成のため施設内保育の実施を推進するなど、その就業自立に向けた支援の充実を図ります。
- 母子生活支援施設を退所した母子に対し関係機関によるネットワークを活用した支援を継続して行うことにより、地域における母子の自立生活を支援します。

セ 市営住宅の優先入居

- 市営住宅の優先入居について、引き続きひとり親住宅・子育て世帯向け住宅などの募集を実施し、居住の安定を図ります。

ソ 民間住宅への入居支援

- 子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録等を推進します。

タ 大阪市こどもサポートネット

- 支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があるので、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進していきます。

チ スクールカウンセラーの配置

- 「いじめ」「不登校」などといった学校教育の抱える課題に対応し、相談・指導体制を充実させるとともに、その未然防止や早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーを全中学校に配置し、こどもたちの心の相談にあたります。

ツ メンタルフレンド訪問援助事業

- 引きこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することによって、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を援助します。

テ 不登校児童等に対する通所事業

- こども相談センターにおいて、不登校児童等に対して、一元的・体系的に通所事業を実施し、不登校の原因やこどもの状況に応じた相談と支援を充実します。

ト 児童虐待防止の取組の推進

- 各区に設置した要保護児童対策地域協議会において、構成機関・団体の情報交換を活発化し、連携を強化するとともに、地域レベルのネットワークを構築し、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けたこどもの自立支援の取組を推進します。
- 対応が困難な児童虐待事例に対して、こども相談センターを中心として、関係機関や弁護士・医師などの専門職との連携を強化していきます。
- 虐待を受けた児童や保護者を対象とした、個別あるいはグループでのカウンセリングを行い、こころのケアに努めます。
- 市民や子育て家庭に関わるさまざまな機関に対して、積極的な児童虐待防止キャンペーンを行い、行政や市民一人ひとりがこどもを守り、子育て家庭を支援する取組を推進します。

ナ こどもへのさまざまな体験と学習機会の提供

- 地域の資源・人材を活用し、こども達の個性、興味、関心などに応じた自然体験や文化・スポーツ体験など多様な体験と学習の機会を提供して、感受性・表現力・コミュニケーション能力・思考力・創造力を高め、夢と希望を持って自分の人生を切り開いていくための力をはぐくみます。

二 塾代助成事業

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、一定の所得要件を設け、市内在住中学生の約5割を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額1万円を上限に助成しています。

3 養育費確保に向けての支援

ア 広報・啓発活動の推進

- 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、啓発のためのパンフレットを作成し、各区住民情報事務所管課において離婚届とともに配付するなど、引き続き広報・啓発活動を推進します。

イ 区保健福祉センターでの相談・情報提供

- 区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭サポーターが、文書での養育費の取り決め方法や、離婚に際してあらかじめ必要な知識の取得など様々な悩みに対応した相談を実施し、養育費の確保に関する情報提供を行います。また、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等に一人で行くことが不安な方については、必要に応じ同行支援も行います。
- ひとり親家庭の親からの養育費についての相談に応じるため、区保健福祉センターの母子・父子自立支援員などの相談員に対し、養育費に関する研修を実施し、引き続き相談技能の向上に努めます。また、児童扶養手当現況届提出時などさまざまな機会をとらえ、養育費の確保に関する情報提供を行います。

ウ 専門相談の実施

- 養育費の履行の確保においては、複雑な法律上の問題が絡んでくることが少なくないことから、弁護士による法律相談をひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の相談事業として引き続き実施します。
- 大阪弁護士会と連携し、「離婚・養育費」に関する専門相談を年 48 回、区保健福祉センターにおいて実施します。また、ひとり親家庭サポーターによる事前相談により、状況に応じて、個別に弁護士事務所での随時の訪問相談を行います。

エ 各種補助金の支援

- 公正証書、調停調書等作成にかかる本人負担分を補助し、ひとり親家庭等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進します。
- 民間保証会社と養育費保証契約の締結にかかる本人負担費用（保証料）を補助し、養育費の履行確保を促進します。

4 経済的支援

ア 児童扶養手当の支給

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度に関する情報提供を推進するとともに、関係職員に対する研修の充実などに努めます。
- 平成 20 年度から児童扶養手当の受給を開始してから 5 年または支給要件に該当してから 7 年を経過した方に対して一部支給停止措置が実施されていることから、児童扶養手当に係る現況届などの届出時に、必要に応じて生活に関する相談や情報提供を積極的に行うなどひとり親家庭の自立支援に努めます。
- 児童扶養手当法の改正に伴い、平成 22 年 8 月分から、母子家庭に加え父子家庭についても、児童扶養手当の支給を行っています。
- 平成 26 年 12 月から公的年金等を受給できる場合でも、年金額が児童扶養手当を下回るときはその差額分の手当を受給できるようになりました。
- 平成 28 年 8 月から第 2 子、第 3 子以降の加算額が拡充され、平成 29 年 4 月から加算額についても物価スライドが適用されるようになりました。
- 平成 30 年 8 月より全部支給の所得制限限度額が引き上げられました。
- 手当の支払回数について、令和元年 11 月から奇数月に 2 か月分ずつ年 6 回の支払に変更されました。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

- 身近な相談窓口である各区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭等の自立促進に向けて、貸付金制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、関係職員に対する研修の充実等や、適正な貸付業務の実施に努めます。
- 貸付を行うにあたっては就業や自立に向けた相談に応じ、資金の貸付が借受人の自立に結び付くように支援します。
- ひとり親家庭のこどもたちの教育機会の確保や修学を支援するため、修学資金や就学支度資金の活用について制度の周知に努めます。

ウ 医療費助成制度

- 疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的に、保険診療にかかる医療費の自己負担の一部を助成するひとり親家庭医療費助成制度及びこども医療費助成制度を実施し、費用負担の軽減を図ります。

エ 市町村民税非課税世帯の保育所等の利用者負担額の免除

- 市町村民税が非課税のひとり親家庭の 0～2 歳児が保育所等を利用する場合は、利用者負担額を無料とします。

オ 寡婦控除等のみなし適用

- 未婚のひとり親家庭でも既婚のひとり親家庭でも、家庭の状況は同じであり、こどもに責任はなく平等であるべきことから、婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉のサービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦控除等のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。

カ 自転車駐車場の利用料金割引

- ひとり親家庭の世帯員（1名に限る）が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金を半額にすることにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。

キ こどもの教育・就学（修学）支援

- 経済的な理由により市立小・中学校への就学が困難な児童・生徒の就学を確保するため学校教材費等の援助を行う就学援助制度について、今後とも事業の推進を図ります。
- 経済的理由のために高等学校等の修学が困難な生徒に給付型の奨学金を支給する奨学金制度について、今後とも事業の推進を図ります。
- 市立の高等学校授業料については下記のとおりです。
 - ・平成 26 年度以降の新入生…高等学校等就学支援金（授業料と同額）が支給される場合、授業料は事実上、徴収しない
 - ・平成 26 年度以前の在學生…不徴収

5 サポート体制の充実

ア 区保健福祉センター等における相談・情報提供

- 各区保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭の専門窓口であり、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポーターが、ひとり親家庭等が抱える生活上の問題を含めた相談及び情報提供を行い、母子・父子自立支援員と連携し、就業や自立に結びつくよう支援します。
- また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら、離婚前相談を行い、ひとり親家庭となった場合の今後の生活全般や仕事に関する相談、養育費の相談及び情報提供を行います。必要に応じ、家庭裁判所や弁護士事務所などへの同行支援を実施し、安心して相談できるようにします。
- 各区保健福祉センターの母子・父子自立支援員が、効果的な相談・情報提供を行い、ひとり親家庭等が気軽に相談できるよう窓口体制の整備に努めます。
- 研修などにより、ひとり親家庭等福祉相談所の機能充実を図るとともに、区保健福祉センターの母子・父子自立支援員との連携を推進します。
- ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）被害を受けた母子家庭等については、区保健福祉センターにおいて、母子・父子自立支援員やＤＶ相談担当者などが連携し、生活再建に向け、相談・支援を行い、必要に応じて母子生活支援施設への入所に向けた支援を行います。
- ひとり親家庭の親、子が抱えるさまざまな悩みに対応するため、区保健福祉センター内の子育て支援室、保育所、幼稚園などの身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門的相談機関としてのこども相談センター、男女共同参画センター子育て活動支援館の機能を充実します。
- ひとり親家庭等が必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう、ひとり親家庭等サポートブックの発行、各種事業にかかるリーフレットの作成、各種事業のホームページへの掲載、ひとり親家庭サポーター事業の区広報紙への掲載等、さまざまな機会をとらえて広報周知に努め、利用促進を図ります。

イ 生活困窮者自立相談支援事業による相談支援

- 仕事がない、借金があるなど生活にお困りの方については、生活困窮者自立相談支援事業（各区役所内に設置）の相談支援員が、複雑で複合的な課題も含めて広く受け止め、関係機関や地域のネットワークとも連携しながら、課題解決に向け包括的な支援を行います。

ウ 母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」における相談・情報提供

- 電話や窓口において生活相談を実施します。昼間、就業などにより相談できないひとり親家庭のために、夜間相談を実施します。

エ 男女共同参画センター（クレオ大阪）における男性相談

- 男性の抱えるさまざまな不安や悩みに対応した相談を実施し、ニーズに応じた情報提供を実施します。

オ 女性総合相談センターにおける相談

- 女性総合相談センターでは、母子家庭をはじめ、女性の抱えるさまざまな不安や悩みに対応した相談を実施し、ニーズに応じた情報を提供するとともに、必要に応じ、弁護士や心理カウンセラー、キャリアコンサルタントなど、女性の専門家が相談を実施します。

カ 大阪市配偶者暴力相談支援センターにおける相談

- 配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）・ストーカー被害者に対し、専門相談を実施します。

キ 人権相談機能の充実

- 市民が気軽に相談できるよう、区役所の人権相談窓口を広く周知するとともに、地域の人権啓発推進員などと連携し、さまざまな人権侵害を早期に発見する取組を進めています。また、大阪市人権啓発・相談センターでは、休日や夜間にも対応できる専門相談員による人権相談を引き続き実施するとともに、電話等での相談受付や、区役所等における専門相談員による出張相談を引き続き実施します。さらに、同センターでは、必要に応じて、それぞれの人権課題に精通した弁護士から法的支援を受けるとともに、他の専門相談機関とのネットワークを活用しながら市民のサポートを行っていきます。

ク ひとり親家庭等関係機関の連携

- ひとり親家庭等に対する施策を関係機関が連携して総合的に推進するため、市レベルにおいて「こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会」を設置していますが、引き続き、関係機関の連絡調整、情報交換を積極的に行います。

ケ 地域のネットワークの構築

- 市、区、地域を単位とする３層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する仕組み「地域支援システム」については、各区・各地域の実情に応じて再構築を図り、その仕組みの中で、ひとり親家庭や、児童虐待のおそれのある家庭など特に支援を必要とする家庭のニーズ発見、見守り、専門性を備えた相談支援機関との連携などサポート体制の充実をめざします。

- 地域において、ひとり親家庭等に対する支援を行っている主任児童委員や児童委員、当事者団体、NPO法人、ボランティアなどの連携を強化し、地域での円滑で効果的な活動が進められるよう、情報提供や交流の場の提供など側面から支援します。

コ 母子生活支援施設における地域連携及び相談支援

- 地域で生活するひとり親家庭等の様々な相談に応じるとともに、専門性と地域ネットワークを活用した支援を提供します。また、虐待等の理由により、母子分離に至る前や、児童養護施設等に入所した子どもが再び母と生活するにあたり、母子生活支援機能を活用して、母子を継続的に見守り、家族関係再構築を支援します。

サ こども支援ネットワーク事業

- 地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。

シ 当事者活動への支援

- 親子の心の安定や自立・社会参加を促すため、ひとり親家庭同士の支えあいや交流を深める活動を行っている当事者団体やグループなどの活動を支援します。

ス 地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携

- 多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めていきます。

セ 人権啓発等の取組

- ひとり親家庭等が社会における家族形態のひとつとして理解されるとともに、個人としても尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築くため、ひとり親家庭であることで、その親や子の人権が侵害されることがないように人権教育・啓発の取組を推進します。